

尾張旭市監査公表第 38 号

令和 7 年 3 月 28 日付け尾張旭市監査公表第 18 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 5 月 9 日付け 7 財第 21 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 30 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

総務部財政課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 25 年尾張旭市規則第 3 号）第 23 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で共有を図った。令和 6 年度から尾張旭市物品管理規則に基づき、毎年 1 回、使用中の物品及び備品台帳について確認・検査を実施しており、引き続き全ての備品について検査を実施する。
尾張旭市会計規則（昭和 58 年尾張旭市規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 7 条により、歳入の調定をしたときは、直ちに調定決議書を会計管理者に送付することにより会計管理者に通知しなければならない。しかしながら、財政資料広告料について、調定を決議したが、同書を会計管理者へ送付していなかった。 会計規則に沿った事務処理を実施されたい。	調定決議書の綴りに注意喚起のメモを貼付するとともに、毎月末に会計管理者に送付せず綴っているものがないかを確認し、再発防止に努める。
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和 53 年尾張旭市規則第 19 号）第 25 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、市有財産環境整備委託業務及び市有財産環境整備委託業務（その 2）は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。	指摘後、速やかに総務課に対し掲載を依頼し、公表を行った。 今後は、ガイドラインに沿って事務処理漏れがないよう、随意契約の内容公表が必要な事務については、データを格納するフォルダ内に注意喚起のメモを作成し、再発防止に努める。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	
----------------------------	--